

福井支部ニュース

2023年度 第11号

日本科学者会議福井支部

連絡先: 山本雅彦、masahiko@mbp.nifty.com

郵便振込口座番号 00710-9-17967 日本科学者会議福井支部

支部ホームページ <https://jsafukui.net/>

科学者会議本部 <http://www.jsa.gr.jp/>

今号の内容

- ◆2023年度 JSA 福井支部 第10回幹事会の概要報告 (山根 清志)
- ◆書籍評論 後藤秀典著「東京電力の変節」が暴く原子カムの実態 (山本 富士夫)

[2023年度 JSA 福井支部 第10回幹事会の概要報告]

2024年4月8日(月)18:00過ぎから第10回幹事会がオンライン方式で開催された。事前に案内のあった議題に従って議事はすすめられた。

1、北陸シンポについて

(1) 北陸シンポ 2024年4月13日(土) 13:30~17:00

チラシとプログラムは確定済み。能登からの臨時報告を追加した。

- ・全国市民公開型で、Zoomによるオンライン形式で開催する。
- ・司会は森透幹事(福井)が担当する。
- ・ZoomホストとYouTubeの配信は、山本雅彦事務局長が担当する。
- ・実行委員長も山本雅彦事務局長が担う。

(2) 日程・内容等、具体についてはチラシを参照。

2、能登半島地震関連など、この間の取組みについて

(1) 能登半島地震関連での研究助成について

- ・小野一幹事より、「能登研」共同研究者、および一般の方も対象に、第1回研究会(オンライン)を開催する旨、案内があった。

2024年4月14日(日)10:00~12:00 報告者:小野一
アルドリッチ著『東日本大震災の教訓/復興におけるネットワークとガバナンスの意義』(ミネルヴァ書房、2021)の学習会

(2) この間の、シンポや学習会等についての報告

- ・3月9日 第13回さよなら原発福井県集会 2024in 敦賀

特別講演 島崎邦彦(元原子力規制委員会委員長代理)

YouTubeによる視聴は1,100名を超えた。

- ・3月16日 福井における子どもシェルター&自立援助ホームの取組み

森透氏講演、Zoom開催。太田宏史弁護士、佐藤正雄会員ら参加。

- ・3月24日 能登半島地震を踏まえて一原発を作ってきたから言えること

後藤政志氏の講演会 YouTubeによる視聴が8,000名を超えた。

- ・3月15日および29日 大阪高裁と福井地裁が、老朽原発運転禁止仮処分裁判で住民の訴えを棄却した。

- ・3月31日 ~老朽原発だちに廃炉! 美浜全国集会—地震も事故もまったなし~

特別報告: 井戸謙一弁護士「老朽原発運転差止仮処分について」

現地報告: 北野進さん、能登半島からの現地報告!

400名が参加、集会後美浜町内をデモ行進、関電原子力事業本部に申し入れを行った。

3、3・29 JSA 事務局長談話について

- ・「研究者・技術者だけでなくその家族や関係者の思想や行動にまで国民監視の網を広げ、科学・技術、学術の進歩を妨げる「重要経済安保情報の保護および活用に関する法律案(経済秘密保護法案)」に反対する」事務局長談話が発出されたことが紹介され、確認した。

4、支部例会…今期開催できず、来期開催まわしとなった課題の確認

(1) 島崎邦彦元原子力規制委員会委員長代理の近著にかかわって

- ・島崎邦彦著「3・11 大津波の対策を邪魔した男たち」（青志社 2023.4）を使って「読書会」もしくは「意見交換会」を開催する。
- (2) 樋口英明元福井地方裁判所裁判長のドキュメンタリー映画について
 - ・「原発を止めた裁判長」（約 90 分）の観賞会と意見交換会を企画する。オール福井と当支部との共催を検討する。
- (3) 大学の「合議体」の設置を国際卓越大学以外にも求める法案について
 - ・大規模国立大学に運営方針を決める合議体「運営方針会議」の設置を義務づける改正国立大学法人法が 2023 年 12 月 13 日の参議院本会議で可決、成立。2024 年 10 月に施行。
 - ・JSA 福井支部として福井大学当局にしかるべく申し入れを行ったらいかがという提案があった。山本代表幹事が案文を作成し、同代表幹事が当局にそれを手交する。その際の同行メンバーは、代表幹事が呼びかけることとなった。

5、「全国シンポ 2024 福井」について（この間の進展はなし）

- ・開催の日程については 6 月以降に設定してはいかがという山本代表幹事の意見があった。
- (1) 実行委員会組織提案
 - ・北陸シンポ（13 日）終了後、早い目にチラシ案を作り、その後地元福井の委員と原問研委員とで実行委員会の会議がもてたらよいのではないかと意見があった。ペンディングとなった。
- (2) 今後の実行委員会の開催日時は、次回原問研で決定する。

6、第 25 回総合学術研究集会

2024 年 11 月 23 日（土）～12 月 8 日（日）

- ・統一テーマ：平和で豊かな地球を子や孫に伝えるために
— 市民として科学者として今、私たちにできること —
- ・分科会設置の募集あり
小野一幹事より、（能登学）の方で分科会設置を検討するとの説明。
森透幹事からは、F 分野で分科会設置を行いたいと表明。

7、支部ニュースおよび支部会計と会員拡大について

- ・小倉支部ニュース担当幹事から、第 10 号まで発行し得たこと、第 10 回幹事会の概要報告と 2～3 の原稿が集まれば、支部総会までに第 11 号が出せるとの発言に応じて、『東京電力の変節』の書評を寄稿したい旨、山本代表幹事から意思表示があった。
- ・伊藤勇幹事より、①現在残高、②会期末(4 月末)までの予定、③来期の予算方針等、の報告があった。会員拡大の件は議論しなかった。

8、第 54 回支部大会（総会）について

- ・5 月 11 日（土）午後 2 時～4 時 国際交流会館 第 1 会議室
- ・記念講演：川村信治氏 司会者：（由田さんに依頼する方向で検討）
- ・支部総会議案書の原案原稿は 4 月 20 日ごろまでに、事務局長宛送付。
- ・5 月 25 日（土）開催の全国大会への代議員を決める必要がある。

次回 第 11 回幹事会 4 月 30 日(火) 18:00～ Zoom にて開催
(山根 清志)

2024年前期の会費納入をお願いします

2024 年前期の会費納入をお願いします。また、過去の未納会費のある方は、分納でも構いませんので、至急納入をお願いします。

支部ニュースへの寄稿・投稿を

支部ニュースを支部会員間の交流の場とするため、積極的な寄稿・投稿をお願いします。

- ◆ジャーナル評論：「日本の科学者」「福井の科学者」の評論
- ◆時事評論、意見・見解
- ◆活動報告・経験報告・事例紹介
- ◆行事案内、会員への案内・お知らせ

その他、エッセー、書評、文芸作品の紹介など、何でも支部ニュース担当者までメールでお送り下さい。 yamane@f-edu.u-fukui.ac.jp
ogura@u-fukui.ac.jp

〔書籍評論〕 後藤秀典著「東京電力の変節」が暴く原子カムの実態

「東京電力の変節 — 最高裁・司法エリートとの癒着と原発被災者攻撃」
後藤秀典著 旬報社 2023/8/29

1. 背景

去る3月9日に敦賀市で開催された「第13回さよなら原発福井県集会」（「集会」）の特別講演者は島崎邦彦さん（東大名誉教授・元地震学会会長・元原子力規制委員会委員長代理）だった。島崎さんは、講演の中で、政府の地震調査研究推進本部の長期評価部会長として2002年7月に「長期評価」報告を出し、大津波対策をとるように国の中央防災会議（会長は総理大臣小泉純一郎）に警告を出していた。しかし、警告は原子カムラによって無視され、結果的に福島原発事故(2011.3)で8千人余りの人びとが亡くなった。彼は、犠牲者を救えなかったことを痛恨の思いで悔いた。彼の話ぶりはもの静かだが、科学者として原子カムラに対する大きな怒りが滲み出ている。

彼の著書『3.11 大津波の対策を邪魔した男たち』（青志社、2023）が発行されると、すぐに私はその本を入手し繰り返し読んだ。その著書については、既に小倉久和さんが『日本の科学者』（2024年4月号）に書評を書いている。また、支部ニュース9号(2024.3.17)で「「原子力村」の結びつき ジャーナリスト後藤秀典氏さんに聞く」と題した前後2回のインタビュー記事（しんぶん赤旗3月11～12日）を紹介している。

以上の背景のもとで、今回、私が後藤秀典著『東京電力の変節— 最高裁・司法エリートとの癒着と原発被災者攻撃』（以下、「本」）の読後感想を書くことになった。以下では、「斜字体部分」は本文引用、「・・・部分」は筆者による中略部分。

2. 「本」の概要

著者の後藤秀典は、1964年生まれのジャーナリストである。「本」は、A5版より少し小さいサイズ。章立ては、「序章」、「第1～第3章」、「あとがき」となっている。全部で190ページ。

表紙の帯には、「「心から謝罪いたしません」— その言葉の裏で頻発する避難者攻撃！ 東電はなぜ攻撃戦術をとるようになったのか？ 深く結びついた電力会社、政府、最高裁判所、そして巨大法律事務所の人脈を明らかにする！」と書かれている。

「本」の中身を読む前に書名と帯の言葉だけを見て「原子カムラ」（原子力に群がる権力利益共同体）の実態を暴いた本だろうと思った。実際に読み進めていくと、原子カムラに群がるのは政財界だけでなく司法界にも及んでいることがわかり、問題が余りにもひどいことに驚愕した。

3. 代表的な問題点

「本」に書かれている重大な問題点を抜粋して以下に概説しよう。

(1) 原告・河井加緒里さんの場合：国と東電を相手に損害賠償裁判中

＜河井さんの訴え＞ 河井さんは、福島原発事故の前までは家族四人（夫婦、5歳の息子、3歳の娘）で穏やかに暮らしていた。事故の後、埼玉県内のみなし仮設住宅に二人の子どもと移り住んだ。夫は生まれ育ったいわき市（避難区域指定外）で会社勤務。その後すれ違いが続き、11月に離婚し、河井さんはシングルマザーとして生活したが、過労から心身ともに体調不良となり、働けなくなり生活保護で暮らした。裁判では国と東電に対して「ささやかな幸せをすべて奪った。・・・、正面から謝ってほしいのです。・・・、きちんと償ってほしいのです」（11ページ）と訴えている。

＜東電の攻撃＞被告・東電は、裁判の個別準備書面で次のように述べている。

「夫からの連絡がなく、長期の休みにも原告らに会おうとしなかったとの原告番号一ハ—（河井さん）の供述を前提としても、かかる理由のみで離婚を決断することには合理的な疑問が残る。・・・。実際には原告番



号一ハ - 一は、本件事故以前から夫との関係がうまくいっていない中で、放射線からの避難と称して、・・・夫と離れて自らが慣れ親しんだ埼玉県に転居した可能性が高い。・・・、夫と離れ、慣れ親しんだ埼玉県に再び居住する選択をしたにすぎず、これを放射線からの避難と称しているにすぎない可能性が高い。」（11-13 ページ）

河井さん（被災者）が看護助手として働き、必死に子育てをしていたことについて、東電（加害者）側は次のように述べている。

＜東電の攻撃＞ 「平成 23 年（2011 年）7 月には、埼玉県で仕事を始めている。かかる仕事は、・・・、安定的なものであったと考えられる。・・・、（二人の子どもについて）埼玉県で新たな保育園に通い、その後、「埼玉で学齢期を過ごし、たくさんの友達を作」っている。このように、原告らにおいて、埼玉県での生活状況が、慰謝料の発生を基礎付けるようなものであったとは言えない。」（13 ページ）

＜私の所見＞ 上記の例から、加害者である東電が原発事故による深刻な被害に苦しむ被害者を誹謗中傷し、公然と裁判で攻撃し損害賠償を拒否している実態がわかる。また、被害者が「放射線からの避難と称しているにすぎない」という東電の話は、被ばく者の人格権を無視し差別した話ではないか。

（2）原発事故被害国賠償の裁判について

いわゆる「生業訴訟」、「群馬訴訟」、「千葉訴訟」、「愛媛訴訟」の四訴訟に対して、最高裁は東電の上告を不受理とし、損害賠償の支払いを確定した（112 ページ）。ところが、国の責任と損害賠償については 2022 年 6 月 17 日に最高裁第 2 小法廷で、「・・・、被上告人らに対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償責任を負うということはできない」という判決を言い渡した（112 ページ）。

これに対して著者・後藤秀典は「想定を超える規模の津波が来たので、たとえ国が、事故前の予測に基づいて東京電力に対策を取らせていたとしても、事故の発生を防ぐことができなかった可能性が高い。だから国に責任はない」ということだと批判的にまとめている（113 ページ。） 後藤

は、「国に責任はない」という判決を出した菅野博之裁判長が判決を出してから 2 カ月後（8 月 3 日）に巨大法律事務所の「長島・大野・常松法律事務所」の顧問に就いていたことを明らかにしている。さらに、128 ページで「電力会社・最高裁・国・巨大法律事務所の人脈図」を示している。後藤は第 2 章「“国に責任はない・・・” 最高裁判決は誰が書いたのか」で 45 ページを費やして最高裁判事らが原子カムの重要ポストに就いたこと、および、実名をあげながら司法の正当な役割を破壊していることを解明している。

4. まとめ

最高裁判事らは、樋口英明・福井地裁裁判長が「人格権」を根本に置いて 2014 年に原告勝訴の判決を出したことを知らないはずはないだろう。私は、後藤の「本」から最高裁判事らが法をまもらず、自分の利権を住民の人格権より優先していることを知った。原子カムの住人たちが 3 権分立を破壊している中で、私たち住民が裁判で勝つのは大変難しいだろう。しかし、市民による連帯運動を結束・強化して原子カムを倒すことによって、私たちが原発裁判に勝利することは十分可能であると考える。

（山本 富士夫）

＜＜編集後記＞＞

2023 年度支部ニュース第 11 号をお届けします。

政府・東電は、2023 年 8 月に「関係者の理解なしにはいかなる処分も行わない」との約束を反故にし漁業関係者の反対を無視して、アルプス「処理水」の海洋放出を開始しました。中国の抗議には「お前もやっている」論を張りました。しかし、経産省などの公開している資料（下記「参考」ページなど）によれば、政府・東電は、既に 2 年前の 2021 年 3 月に海洋放出を基本方針として決定していて、「風評被害を払拭する」という責任逃れの広報事業を開始しました！ 2022 年には現地訪問ツアーを複数回開催し、漁業関係者や科学者などに加え SNS の「インフルエンサー」を多数招待し、社会に「発信」させてきました。岸田政権の国民に「聞かせる力」はすごい！？ （OG）

参考：<https://www.pref.miyagi.jp/documents/38663/kunisiry01.pdf>
<https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/decommissioning/committee/osensuitaisakuteam/2021/08/93-3-1.pdf>